

令和8年3月13日

会員各位

九州北部税理士会 筑紫支部

支部長 川原 孝行

総務部長 出口 好弘

会員の皆様におかれましては、ご健勝のことと存じます。

令和7年分個人確定申告も無事に終了されたことと存じますが、会員の皆様におかれましては、体調管理に留意してお体ご自愛下さい。

さて、4月の支部例会時に九州北部税理士会の丸山会長から、本部会費の値上げについて説明があります。値上げの背景等については会報734号（8年2月25日発行）等に掲載されているところですが、改めて別添資料「会費改定に関する検討資料の掲示について（周知依頼）」を添付しますので、内容をご確認いただき、会費値上げについてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご質問等のある方は、川原まで連絡してください。

令和8年1月16日(金)

会費改定に関する検討結果について

九州北部税理士会

会 長 丸山 二也

財務部長 野上 直裕

1. 令和6年度の収入及び支出

<収入>

九州北部税理士会の会員数は、税理士法人を含め 3,973名(令和7年3月末現在)である。

年会費は72,000円(月額6,000円)であり、会費収入は年間約2億8,400万円となっている。

本会の事業活動収入総額は約4億2,800万円であり、このうち会費収入が約3分の2を占める構造となっている。

会費以外の主な収入としては、国税局からの受託事業に係る外部受託業務収入約6,500万円、日税連及び関係団体からの補助金収入約4,500万円、会報広告収入約1,400万円などがある。

<支出>

支出の主な内訳は、各部・委員会事業費約1億2,000万円(支出総額の約4分の1)、国税局からの受託事業に係る外部受託業務費約6,500万円を含む其他事業費約6,900万円、一般管理費約8,700万円、である。

このほか、負担金支出(日税連会費等)約7,400万円、交付金支出(支部交付金・県連交付金)約4,200万円など、性質上削減が困難な固定的支出が一定割合を占めている。

2. 本会の事業活動及び財政状況の現状

前項で整理した収支の事実関係を踏まえると、本会の財政は、会費収入を基幹財源とする構造となっており、会務運営及び社会貢献事業等を安定的に実施していくためには、会費水準の適正性が極めて重要な要素となっている。

近年、税理士会を取り巻く環境は大きく変化しており、会務・業務のデジタル化への対応、物価高騰に伴う会場費・委託費等の上昇、人手不足を背景とした人件費の上昇などにより、会務運営に係る支出は構造的に増加傾向にある。

一方で、本会の会費額は長期間にわたり据え置かれており、名目的な金額は変わっていないものの、実質的には会費収入の相対的価値は年々低下している状況にある。

3. 直近の収支状況と構造的課題

本会では、これまで共済会からの支援を受けながら、無料相談事業、成年後見支援、租税教育などの社会貢献事業を継続的に実施してきた。

しかしながら、共済会の本来目的は「会員の経済的地位の向上と福利厚生並びに親睦を図ること」にあり、税理士会の各種事業を恒常的な財源として支援し続けることについては、制度上・財務上の観点から一定の制約がある。

そして、日税連においては、令和9年度以降、会費の引上げが予定されており、本会においても確実な支出増が見込まれる状況にある。

これらを総合すると、従来どおりの会費水準を前提とした財政運営は、構造的に持続可能性を欠きつつある段階に入っていると評価せざるを得ない。

4. 今後講じる内部努力と支出抑制策

本会では、会費改定を検討するに当たり、会費の引上げを先行させるのではなく、まずは会務運営の効率化及び支出抑制に最大限取り組むことを基本方針としている。

具体的には、令和8年度以降、次のとおり会務全般について抜本的な見直しを進める予定である。

①まず、令和8年度以降の全ての事業について俯瞰的な点検を行い、「事業の重点化と資源配分の最適化」を基本方針として、各部・委員会の事業内容及び予算規模の見直しを行う。これにより、合計1,000万円以上の事業費削減を目標としている。

②次に、令和9年度以降、会議の約半数をWeb会議により実施する方針とし、会議旅費及び会場費の削減を図る。Web会議環境費を考慮しても、年間約300万円程度の経費削減効果が見込まれる。

③また、令和10年度から会報の紙媒体による印刷・発送を取り止め、税理士マイページ（オンライン）への完全移行を行う。これにより、年間約2,500万円（発送費・印刷費等）の経費削減効果を見込んでいる。

これらの取組については、会費改定の有無にかかわらず、本会として確実に実行していく方針である。

5. 将来リスクと財政シミュレーションの結果

上記の内部努力を前提とした上で、将来を見据えた財政シミュレーションを行った。

将来リスクとしては、大規模災害への備え及び災害対策引当資産の積立強化、築年数を重ねた会館の老朽化対応、全国統一会員管理システムへの対応に伴う新たな固定的支出、中長期的な会員数減少リスクなどが挙げられる。

また、関係団体（協同組合・共済会）からの支援については、税理士会の社会貢献事業が本会会則に基づく本来事業であることを踏まえ、今後は補完的・限定的な位置付けとし、実費補助等の範囲に整理する方向で検討を進める。

これらをすべて織り込んだ結果、以下の点が明らかとなった。

- ・会費据置（年額 72,000 円）の場合、会員数が微増・微減のいずれのケースにおいても、中期的に赤字構造となる。
- ・年額 84,000 円案では、会員数が微増の場合には黒字を確保できるものの、微減の場合には赤字となり、会員数動向に左右されやすい。
- ・年額 90,000 円案では、会員数が微減した場合であっても、安定的な黒字構造を維持できる。

会費改定（案）

区分	年額	月額	増額
①会費据置	72,000 円	6,000 円	—
②改定案 A	84,000 円	7,000 円	+12,000 円 (+1,000 円/月)
③改定案 B	90,000 円	7,500 円	+18,000 円 (+1,500 円/月)

■全国税理士会入会金・会費（2025.12.31 現在）（単位：円）

税理士会	入会金	会費（年）
東京	40,000	81,000
東京地方	40,000	84,000
千葉県	40,000	84,000
関東信越	40,000	75,600
近畿	40,000	82,800
北海道	40,000	95,000
東北	40,000	88,000
名古屋	40,000	72,000
東海	40,000	84,000
北陸	40,000	96,000
中国	40,000	82,800
四国	40,000	72,000
九州北部	40,000	72,000
南九州	40,000	84,000
沖縄	40,000	93,000
日税連	15,000×入会数	18,000×会員数

※本会の会費水準を全国的な水準と比較するため、参考として掲載するものである。

■各士業団体会費一覧（2025.12.31現在）（単位：円）

団体	会費（年）	備考
日本公認会計士協会北部九州会	126,000	地域会費 54,000 普通会費 72,000
福岡県弁護士会	572,400	日弁連一般会費 168,000 日弁連特別会費 74,400 弁護士会費 192,000 弁護士会特別会費 138,000
福岡県社会保険労務士会 （開業会員＜法人社員含む＞）	96,000	
福岡県社会保険労務士会 （勤務等会員）	54,000	
福岡県司法書士会	270,000	
九州北部税理士会	72,000	

6. 財政シミュレーションの概要

(1) 会員数微増（101.89%）

①会費据置（年額 72,000 円）

令和 12 年度 当期収支差額：▲21,598,708 円（赤字）

次期繰越収支：184,867,453 円

②会費改定案 A（年額 84,000 円＜+1,000 円／月、+12,000 円／年＞）

令和 12 年度 当期収支差額：30,477,292 円（黒字）

次期繰越収支：387,703,453 円

③会費改定案 B（年額 90,000 円＜+1,500 円／月、+18,000 円／年＞）

令和 12 年度 当期収支差額：56,687,129 円（黒字）

次期繰越収支：489,665,102 円

(2) 会員数微減（99%）

①会費据置（年額 72,000 円）

令和 12 年度 当期収支差額：▲48,593,508 円（赤字）

次期繰越収支：87,883,520 円

②会費改定案 A（年額 84,000 円＜+1,000 円／月、+12,000 円／年＞）

令和 12 年度 当期収支差額：▲4,133,508 円（赤字）

次期繰越収支：268,423,520 円

③会費改定案 B（年額 90,000 円＜+1,500 円／月、+18,000 円／年＞）

令和 12 年度 当期収支差額：18,096,492 円（黒字）

次期繰越収支：358,693,520 円

7. 会費改定に関する基本的な考え方

税理士会の社会貢献事業は、本会会則に基づく本来事業であり、その実施に必要な財源は、会費を基本として自立的に確保すべきものである。

関係団体による支援については、今後は補完的・限定的な位置付けとし、税理士会として自立した財政基盤を確立することが、組織ガバナンス及び持続可能性の観点からも適切である。

8. 結論

以上を総合的に勘案すると、本会が社会貢献事業を含む本来事業を将来にわたり安定的に継続していくためには、内部努力による支出削減を最大限行った上で、将来リスクを吸収し得る財政余力を確保する必要がある。

この点から、年会費を90,000円とする改定案が、現時点において最も合理的かつ持続可能な選択であると判断するに至った。

本会の財政基盤をより強固なものとし、ひいては税理士制度の発展に資するため、会費改定についてご理解とご協力をお願いするものである。

以上